外国為替円決済制度関係事務についての日本銀行

金融ネットワークシステムの利用に関する規則

（趣　旨）

第１条　この規則は、外国為替円決済制度関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関する基本的な事項を定める。

（承認事項）

第２条　外国為替円決済制度に参加する者で、日本銀行との間で外国為替円決済制度関係事務についての日銀ネットの利用に関する約定（以下「約定」という。）を結んだもの（以下「利用金融機関」という。）は、日銀ネットを利用して日本銀行の本店または支店と当座勘定取引または当座勘定（同時決済口）における取引を行い、それらの勘定において、外国為替円決済制度規則（以下「制度規則」という。）に定める支払指図（以下「支払指図」という。）にかかる債務の決済を行う店舗（以下「外為円決済母店」という。）の名称を予め日本銀行に申出、その承認を得るものとする。これを変更しようとする場合も、同様とする。

２．外為円決済母店は、１か店に限る。

３．日本銀行との間で当座勘定（同時決済口）に関する約定を締結した利用金融機関の外為円決済母店は、当該利用金融機関の営業所等のうち、当座勘定（同時決済口）における取引を行うものに限る。

４．第１項の規定による申出の手続は、日本銀行が別に定めるところによるものとする。

（届出事項）

第３条　利用金融機関は、次の各号に掲げる事項を予め日本銀行に届出るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

（１）商号

（２）所在地

（３）代表者の氏名

（４）外国為替円決済制度関係事務についての日銀ネットの利用に関する申出または届出を代理人により行わせる場合にはその氏名

（５）（３）の代表者または（４）の代理人が申出または届出に使用する印鑑または署名鑑

（６）その他日本銀行が定める事項

２．一般社団法人全国銀行協会（以下「協会」という。）は、次の各号に掲げる事項を予め日本銀行に届出るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

（１）名称

（２）所在地

（３）代表者の氏名

（４）（３）の代表者が申出または届出に使用する印鑑または署名鑑

（５）その他日本銀行が定める事項

３．前２項の規定による届出の手続は、日本銀行が別に定めるところによるものとする。

４．第１項および第２項の規定により現に届出られている事項が事実と異なるために、日本銀行からの書面等が延着し、または到着しなかった場合には、当該書面等は通常到着すべき時に到着したものとみなす。

（支払指図電文等の伝送依頼）

第４条　利用金融機関は、日銀ネットを利用して、支払指図の電文の伝送を日本銀行に依頼することができる。

２． 利用金融機関は、前項の依頼を行うに当たっては、支払指図にかかる債務の決済の方法として、通常口振替（支払指図の電文に記載された金額を依頼金融機関（支払指図の電文の伝送を依頼した利用金融機関をいう。以下同じ。）の外為円決済母店名義の当座勘定（当座勘定（同時決済口）以外の当座勘定をいう。以下同じ。）から引落し、これを相手方金融機関（支払指図の相手方である利用金融機関をいう。以下同じ。）の外為円決済母店名義の当座勘定に入金することをいう。以下同じ。）または同時決済口振替（支払指図の電文に記載された金額を依頼金融機関の外為円決済母店名義の当座勘定（同時決済口）から引落し、これを相手方金融機関の外為円決済母店名義の当座勘定（同時決済口）に入金することをいう。以下同じ。）のいずれかを選択するものとする。

３．日本銀行が伝送した支払指図の電文は、取消すことができない。

４．利用金融機関は、日銀ネットを利用して、日本銀行が別に定めるメッセージの電文の伝送を日本銀行に依頼することができる。

５．第１項および前項の依頼は、日本銀行が別に定める時間帯に行うものとする。

（日本銀行における通常口支払指図の電文の取扱い）

第５条　日本銀行は、通常口振替を指定した支払指図（以下「通常口支払指図」という。）の電文の伝送の依頼を受けた場合であって、その記載が日本銀行が別に定める形式に従っているときは、通常口振替を行うに当たって、利用金融機関を当座勘定規定に規定する取引先と、当該依頼を同規定第５条に規定する振替依頼とそれぞれみなして、同規定の規定を適用する。

２．日本銀行は、前項の依頼に基づき通常口振替を行う場合には、当該振替にかかる支払指図の電文を伝送する。

（日本銀行における同時決済口支払指図の電文の取扱い）

第６条　日本銀行は、同時決済口振替を指定した支払指図（以下「同時決済口支払指図」という。）の電文の伝送の依頼を受けた場合であって、当該電文の記載が日本銀行が別に定める形式に従っているときは、同時決済口振替を行うに当たって、利用金融機関を当座勘定（同時決済口）に関する規則に規定する利用先と、当該依頼を同規則第９条に規定する振替依頼とそれぞれみなして、同規則の規定を適用する。

２．日本銀行は、前項の依頼に基づき同時決済口振替を行う場合には、当該振替にかかる支払指図の電文を伝送する。

（メッセージ電文の取扱い）

第７条　日本銀行は、第４条第４項に規定するメッセージ電文の伝送の依頼を受けた場合であって、その記載が日本銀行が別に定める形式に従っているものを受信した場合には、その依頼に基づき、電文を伝送する。

（事務処理の通知）

第８条　日本銀行は、第５条に規定する通常口支払指図電文の伝送を行った場合、第６条に規定する同時決済口支払指図電文の伝送を行った場合または前条に規定するメッセージ電文の伝送を行った場合には、それらの電文の伝送の依頼を行った利用金融機関およびそれらの電文における支払指図等の相手方である利用金融機関に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

（照　会）

第９条　利用金融機関は、日銀ネットを利用して、日本銀行が別に定める事項について照会することができる。

（手数料の支払義務）

第10条　利用金融機関は、日銀ネットの利用に関して日本銀行が別に定める手数料を日本銀行に支払うものとする。

（免　責）

第11条　日本銀行が相当の注意をもってその受付けた書面の印影または署名を第３条の規定により利用金融機関または協会が届出た印鑑または署名鑑と相違ないものとして認めた場合には、その届出にかかる利用金融機関または協会が当該書面により届出または申出を行ったものとみなす。

２．前項の場合において、日本銀行は、当該書面について偽造、変造その他の事故があったために生じた損害については、責任を負わない。

３．日本銀行は、第４条に規定する依頼のための電文を受信した場合において、その電文をこの規則の定めるところにより相当の注意をもって取扱ったときは、利用金融機関において事務の処理が遅延し、または不能もしくは不完全となったために生じた損害については、責任を負わない。

４．日本銀行は、利用金融機関または協会がこの規則、第12条の規定により日本銀行が指示した事項または第13条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したために生じた損害については、責任を負わない。

（日銀ネットの端末装置等の障害時等の取扱い）

第12条　日本銀行は、利用金融機関における日銀ネットの端末装置、回線等の障害等により、この規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または利用金融機関にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第13条　日本銀行は、外国為替円決済制度関係事務についての日銀ネットの適切な利用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（解約等）

第14条　日本銀行または利用金融機関は、２か月の予告期間をもって約定を解約することができる。当該解約のための意思表示は、書面により行うものとする。

２．日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに当該利用金融機関との約定を解約し、第２条第１項の承認の全部もしくは一部を取消し、または当該利用金融機関による外国為替円決済制度関係事務についての日銀ネットの利用の全部もしくは一部を一定期間制限することができる。

（１）利用金融機関が制度規則または外国為替円決済制度施行細則に違反した場合

（２）利用金融機関がこの規則に違反した場合

（３）利用金融機関が第12条の規定により日本銀行が指示した事項に違反した場合

（４）利用金融機関が第13条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合

（５）利用金融機関が日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則（以下「利用基本規則」という。）に違反した場合

（６）利用金融機関が利用基本規則第１０条の規定により日本銀行が指示した事項に違反した場合

（７）利用金融機関が利用基本規則第１１条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合

（８）利用金融機関が当座勘定規定第19条第２項各号または当座勘定（同時決済口）に関する規則第24条第２項各号に掲げるいずれかに該当する場合。

（９）その他外国為替円決済制度関係事務についての日銀ネットの円滑な利用を阻害するおそれがあると日本銀行が認めた場合

３．日本銀行は、利用金融機関が制度規則の定めるところにより外国為替円決済制度の加盟銀行の資格を喪失した場合には、直ちに当該利用金融機関との約定を解約することができる。外国為替円決済制度の加盟銀行でない利用金融機関が外国為替円決済制度の参加銀行の資格を喪失したときも同様とする。

４．協会と日本銀行との外国為替円決済制度の交換決済事務の処理に関する委託契約が解約された場合には、協会および利用金融機関との約定は、解約されたものとみなす。

（規則の改正）

第15条　日本銀行は、外国為替円決済制度関係事務についての日銀ネットの適切な利用を確保するため、必要がある場合には、この規則を改正することができる。この場合においては、協会の意見を聴取する。